

高等学校等就学支援金は、授業料の支援として、次の計算式による算出額の保護者(父母)の合計額で判定し、304,200円未満の世帯に支給されます。

【計算式】 市町村民税所得割の課税所得(標準)額×6%－市町村民税の調整控除の額
 ※政令指定都市に市民税を納税している場合は「調整控除の額」に3/4を乗じた額

○ 支援金対象のご家庭は、下記1または2の支援金額となります

- 1. 算出額が304,200円未満の世帯
 支援金 月額 9,900円(基準額の支給)
- 2. 算出額が154,500円未満の世帯
 支援金 月額 32,000円(授業料分の支給 基準額+加算分22,100円)

○ 本校の高等学校等就学支援金受給者の内訳

(令和4年度1年生4月現在)

| | 支援金額 | 授業料負担額 | 人数 | 割合 |
|------------|---------|---------|-----|--------|
| 対象外 | 0円 | 32,000円 | 20 | 15.4% |
| 1. 基準額の支給 | 9,900円 | 22,100円 | 47 | 36.1% |
| 2. 授業料分の支給 | 32,000円 | 0円 | 63 | 48.5% |
| 合計 | | | 130 | 100.0% |

○ 授業料等軽減事業によって入学金も一部軽減されます

保護者の課税所得(標準)額により算出された額の保護者の合計額(父母を合算)に応じて入学金の一部軽減が受けられます。

令和3年度 **軽減額 24,500円** (令和3年度 1年生68名に適用)

| (参考) 支援の対象になる世帯の年収目安(年収は控除前の収入額) | | | |
|----------------------------------|--|-----------|------------|
| | 子の人数 | 1. 基準額の支給 | 2. 授業料分の支給 |
| 両親のうち一方が働いている場合 | 子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合 | ～約910万円 | ～約590万円 |
| | 子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合 | ～約950万円 | ～約640万円 |
| | 子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合 | ～約960万円 | ～約650万円 |
| 両親共働きの場合 | 子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合 | ～約1030万円 | ～約660万円 |
| | 子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合 | ～約1070万円 | ～約720万円 |
| | 子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合 | ～約1090万円 | ～約740万円 |

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。
 給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。